

## サイバーポート(港湾物流)のNACCS連携機能が航空貨物にも対応！ ～サイバーポートで航空貨物に係るNACCS業務の一部が実施可能に～

国土交通省港湾局は、港湾物流や行政手続等の港湾関連手続を電子化するデータプラットフォームである「サイバーポート」を運営しています。

このたび、サイバーポート(港湾物流)は NACCS 連携機能において航空貨物にも対応し、航空貨物に係るNACCS業務の一部をサイバーポート経由で実施できるようになります。



Cyber Port・CONPAS ポータルサイト：<https://www.cyber-port.net>  
 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社：<https://www.naccs.jp>

- 「サイバーポート(港湾物流)」は、港湾全体の生産性向上に向けた取組を推進するために、民間事業者間の港湾物流手続等を電子化するデータプラットフォームです。
- サイバーポート(港湾物流)は、令和5年より、行政手続等をオンラインで処理する「輸出入・港湾関連情報処理システム」(NACCS)とのシステム間直接連携機能を運用しています。この機能により、サイバーポート(港湾物流)と NACCS 間で直接データ連携を行い、物流手続と通関手続のワンストップ化を実現することが可能となっています。(別紙参照)
- サイバーポート(港湾物流)は、現状、港湾物流手続きのみが対象となっていますが、航空貨物への対応を望む声があることを踏まえ、また Sea&Air 輸送(海上輸送と航空輸送を組み合わせ合わせた輸送)推進の観点からも、本 NACCS 連携機能において航空貨物にも対応し、航空貨物に係る NACCS 業務の一部をサイバーポート経由で実施できるようにいたします。対象としては、照会業務を中心とした下記の6業務コードとなり、機能リリースは 2026 年4月中を予定しています。

No.	業務コード	業務種別	実施可能業種
1	IAW 輸入貨物情報照会	照会	航空会社、代理店、通関業、混載業、保税蔵置場、輸出入者等
2	IGS 輸出貨物情報照会	照会	航空会社、代理店、通関業、混載業、保税蔵置場、輸出入者等
3	IID 輸入申告等照会 航空	照会	全利用者
4	IEX 輸出申告等照会 航空	照会	全利用者
5	ACH AWB情報登録(輸入)	登録	航空会社
6	HCH01 HAWB情報登録(輸入)	登録	混載業

<参考> Cyber Port ポータルサイトのURLとQRコード：<https://www.cyber-port.net/>



### 【問い合わせ先】

(サイバーポートについて)

港湾局 サイバーポート推進室 中川、山下、園部

代表:03-5253-8111(内線 46535、46527)／直通:03-5253-8681

メールアドレス：[hqt-cyberport@ki.mlit.go.jp](mailto:hqt-cyberport@ki.mlit.go.jp) (★を@に置き換えてご連絡ください。)

(航空物流について)

航空局 航空戦略室 小御門、野中

代表:03-5253-8111(内線 49402、49425)／直通:03-5253-8722

メールアドレス：[hqt-kouku\\_logistics@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-kouku_logistics@gxb.mlit.go.jp) (★を@に置き換えてご連絡ください。)